

大和市告示第92号

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月23日

大和市長 古谷田 力

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（平成21年大和市告示第87号）の一部を次のように改正する。

第1条中「訓練促進給付金」という。）」の次に「及び特定高等職業訓練促進給付金（以下「特定訓練促進給付金」という。）」を加える。

第2条第2号中「1年」を「6月」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、特定訓練促進給付金の支給の対象となる資格は、第1号、第3号又は第4号に掲げるものに限る。

第4条第1項中「の支給期間」を「及び特定訓練促進給付金の支給期間（以下「支給期間」という。）」に改め、同条第3項中「訓練促進給付金」の次に「及び特定訓練促進給付金」を加える。

第5条各号中「12か月」の次に「（その期間が12か月未満であるときは、当該期間）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特定訓練促進給付金の支給額は、支給期間の各月ごとに定めるものとし、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、月の途中で対象者が扶養している児童の数が変わったことにより、特定訓練促進給付金の支給額が変更となる場合は、当該変更すべき事由が生じた日の属する月の翌月分から変更するものとする。

(1) 当該月において3人以上の児童を扶養している対象者 月額50,000円

(2) 前号に掲げる対象者以外の者 月額30,000円

第6条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、当該者が特定訓練促進給付金の支給を受けようとするときは、その旨を当該支給申請書に記載するものとする。

第6条第4項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第7条中「訓練促進給付金」の次に「及び特定訓練促進給付金」を加える。

第9条第1項中「大和市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」を「大和市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」に改め、同条第2項中「大和市高等職業訓練促進給付金申請事項変更

届」を「大和市高等職業訓練促進給付金等申請事項変更届」に改める。

第10条中「大和市高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書」を「大和市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書」に改める。

附則第2項の前の見出し並びに同項及び第3項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第3号様式の項中「大和市高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届」を「大和市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」に改め、同表第4号様式の項中「大和市高等職業訓練促進給付金申請事項変更届」を「大和市高等職業訓練促進給付金等申請事項変更届」に改め、同表第6号様式の項中「大和市高等職業訓練促進給付金支給決定取消通知書」を「大和市高等職業訓練促進給付金等支給決定取消通知書」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、改正後の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱(次項において「新要綱」という。)の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の大和市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱の規定により同要綱第1条に規定する訓練促進給付金(同要綱第3条第1号、第3号又は第4号に掲げる対象資格に係るものに限る。)の申請をした者については、新要綱第6条第1項後段の規定にかかわらず、新要綱第1条に規定する特定訓練促進給付金の支給対象者とみなす。